

## 新居浜工業高等専門学校運営会議規則

昭和44年4月1日規則第1号

最終改正 平成29年3月28日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。)運営組織規則第19条第2項の規定に基づき、運営会議に関し必要な事項を定める

(目的)

第2条 運営会議は、校長の諮問に応じ、本校の運営に関する次の各号に掲げる重要事項を審議する。

- (1) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
- (2) 予算概算の方針に関する事項
- (3) 学科その他重要な施設の設置廃止に関する事項
- (4) 人事の基準に関する事項
- (5) 組織の改廃、教育研究体制の改善等に関する事項
- (6) 教務・厚生補導・寮務に関する重要事項
- (7) その他本校の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 事務部長
- (3) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (4) 副校長及び校長補佐
- (5) 専攻科長
- (6) 各学科、数理科及び一般教養科の主任
- (7) 高度技術教育研究センター長
- (8) エンジニアリングデザイン教育センター長
- (9) 情報教育センター長
- (10) 総務課長及び学生課長

2 運営会議の委員は、校長が委嘱する。

(会議の開催)

第3条の2 運営会議は、原則として月1回開催する。ただし、必要があると認められた場合は、随時開催することができる。

(会議の招集)

第4条 校長は、運営会議を招集し、その議長となる。

2 校長に事故あるときは、あらかじめ校長の指名する者が議長の職務を代行する。

(委員以外の職員の出席)

第5条 校長は、必要に応じて委員以外の職員を運営会議に出席させることができる。

(会議の事務)

第6条 運営会議に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、運営会議の議を経て校長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和44年4月1日から施行する。
- 2 従来の新居浜工業高等専門学校主任会規程は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規則は、昭和62年1月24日から施行する。
- 2 この改正規則施行の際、第3条第1項第4号及び第5号に規定する幹事である者の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、昭和62年3月31日までとする。

附 則

この改正規則は、昭和63年4月22日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成4年9月28日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成8年7月1日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年4月27日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成11年9月8日から施行する。
- 2 新居浜工業高等専門学校将来計画委員会規程（昭和63年規則第2号）及び新居浜工業高等専門学校専攻科運営委員会規程（平成4年規則第12号）は廃止する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年12月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年9月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年9月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年9月10日から施行する。

附 則（平成29年3月28日 一部改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。